

荒川区特別養護老人ホーム入所指針

1 目的

この指針は、荒川区における特別養護老人ホーム入所希望者の増加に対応し、入所の必要性の高い入所希望者から入所できるようにするために、入所調整に関する基準を定め、入所決定の透明性・公平性の確保と共に、円滑な入所の実施を目的とする。

2 入所調整対象施設

入所調整対象施設は次の施設とする。

区内特別養護老人ホーム グリーンハイム荒川、サンハイム荒川、花の木ハイム荒川
信愛のぞみの郷、さくら館、癒しの里南千住、おたけの郷

3 入所調整の対象者

入所調整の対象者は、次に該当する者とする。

(1) 要介護3～5と認定され、以下の事項に該当する者。

常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者。

特別養護老人ホームに入所していない者。

入院加療を必要としない状態であり、また施設での生活に支障がない者。

(2) 要介護1又は2で、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる者(特例入所)

(3) 各入所調整締切日までに申込んだ者。

4 入所申込及び申込事項の変更の届け出

(1) 入所の申込は、「特別養護老人ホーム入所申込書(表面) 特養入所調査票(裏面)」(様式1)「状況調査票」(別紙1)に記入し、希望する施設が高齢者福祉課に申込む。

特例入所は、高齢者福祉課に申込む。

(2) 入所及び特例入所申込者は、入所申込者の状況(要介護度等)又は入所調整基準の該当項目、希望施設に変更があった場合は、変更申請書を提出しなければならない。変更申請書は、各施設及び高齢者福祉課で受け付ける。

(3) 申込みの締切日は、2月末日(4月改定)、5月末日(7月改定)、8月末日(10月改定)、11月末日(1月改定)とする。

(4) 申込書の内容が明らかに虚偽と判断される場合、区及び施設は申込者に通知したうえで、入所申込みを取消することができるものとする。

4 入所希望者名簿の作成

(1) 区は、申込書の内容に基づき、荒川区特別養護老人ホーム入所調整基準（別紙2）に照らし各申込者について配点を行い、その合計点の上位の者から順に施設ごとの名簿を作成する。なお、配点の結果、2人以上の者が同点となった時は、原則として、生年月日の早い者順に名簿に登載する。

(2) (1)の規定により作成した入所名簿については、次のとおりグループ分けを行う。

Aグループ 早期の入所が見込まれる者

Bグループ 入所が望ましいと考えられる者

Cグループ 他の介護施策により居宅での生活が当面可能であると考えられる者

(3) 名簿順位の改定は次のとおり3か月ごととする。なおこの間、名簿の順位は固定とする。

1期 4月改定 有効期間4月～6月

2期 7月改定 有効期間7月～9月

3期 10月改定 有効期間10月～12月

4期 1月改定 有効期間1月～3月

5 区は名簿を改定した時は、全ての対象施設及び全ての入所希望者に対し、当該者のグループを通知する。ただし、2期と4期の改定時は全ての対象施設及び入所希望者のうち新規申込者に通知する。

6 入所調整会議

区は、適正な入所を図るため、入所調整会議を設置する。

(1) 入所調整会議は、区内各特別養護老人ホーム施設長・各施設生活相談員・高齢者福祉課長・介護保険課長・地域包括調整係長により構成するものとする。

なお、調整会議の庶務は、地域包括調整係において行う。

(2) 入所調整会議は、必要に応じ高齢者福祉課長が召集する。

(3) 入所調整会議は、審議の内容を議事録にして保管しなければならない。また、議事録の開示を求められた場合は、荒川区個人情報保護条例の規定に従いこれを公開するものとする。

7 入所者の決定

(1) 施設は、4によって作成された名簿の上位から入所者の決定を行う際に、次に掲げる個別の事情を勘案することができる。

性別（部屋単位の男女別）

ベッドの特性（要介護度及び認知症の有無等）

その他、施設が特別に配慮しなければならない個別の事情

8 特別な事由による入所

次に掲げる場合においては、優先順位によらず入所を決定することができる。

老人福祉法第11条第1項第2号の定める措置入所に該当する場合

天災、火災等緊急に入所が必要な場合

9 入所辞退者の取り扱い

施設が入所者の決定を行うときに、入所希望者又はその家族から、当該施設の入所について、自己の都合により保留の申出があったときは、当該入所希望者を申出のあった期間を含む2期間名簿順位を下げることにする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、順位の変更は行わない。

10 その他

本指針に定めがない事項、およびその扱いに疑義が生じた場合は、荒川区と特別養護老人ホーム等関係団体と協議するものとする。

附 則 本指針は、平成23年7月1日より施行する。

附 則 本指針は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 本指針は、平成28年4月1日より施行する。

附 則 本指針は、令和3年4月1日より施行する。